

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	産業廃棄物処理法令・通達・条例集近畿編 追録 外6点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	43,768	R6.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	食品表示マニュアル追録 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	13,772	R6.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	水道六法 追録 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	32,560	R6.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	栄養関係法規類集追録324号 外1点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	24,300	R6.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	食品表示マニュアル追録 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	48,202	R6.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	大阪市東淀川区保健福祉センター 一般撮 影システム修理	28:理化学 機器	キャノンメディカルシステ ムズ株式会社	99,660	R6.3.5	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	元庁内情報利用パソコン機器 買入	26:OA機 器・用品	株式会社JECC	8,800	R6.3.12	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	保健所管理運営用 公用車バッテリー交 換	37:自動車 修理	天満自動車工業株式会 社	23,100	R6.3.12	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	-
9	最新 医薬品・医療機器等取扱法規の手引 追録第117号・118号 購入	51:図書	新日本法規出版株式会社	9,959	R6.3.14	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
10	結核事業用検診車「なにわ800す5191」(法 令6か月点検)追加整備	37:自動車 修理	浪速自動車工業株式会社	18,491	R6.3.19	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東淀川区保健福祉センター 一般撮影システム（エックス線撮影装置）修理

2 契約の相手方

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

一般撮影システム（以下、「エックス線撮影装置」という。）については、各区保健福祉センターに設置し、各種健診事業をはじめとする各種保健事業で使用しているが、東淀川区保健福祉センターに設置されているエックス線撮影装置において、照射ボタンを押しても、通常照射されるはずのエックス線が照射されない（撮影動作不良）という不具合が発生している。

現状のままでは、各種保健事業が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、今回修理を行うこととする。

なお、本装置（キヤノンマーケティングジャパン MRAD-A32S/02）について、国内で唯一修理・メンテナンスの実施が出来るのはキヤノンメディカルシステムズ株式会社だけである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

元庁内情報利用パソコンの買入

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

株式会社 J E C C からリースし、環境科学研究センターで使用している庁内情報利用パソコン（富士通社製 FMVA 6 4 0 0 5 型）について、令和 6 年 1 月 9 日に OS の起動ができないという不具合が発生した。保守会社に対応を依頼したところ、HDD には不具合が確認できなかったため、HDD を初期化後、OS の再インストールを行うとのことであったが、当該 HDD には、業務に使用するデータが保存されているため、別の対応を依頼するも、締結中の保守契約で実施可能なのはこの対応のみであるとのことであった。そのため当該 HDD に保存していたデータの復旧が必要である。当該パソコンのリース期間が令和 6 年 2 月末をもって満了することから、リース期間満了後にデータを復旧するために当該パソコンを買い入れるものである。

当該パソコンの所有者は株式会社 J E C C であることから、本件買入について、株式会社 J E C C を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局 総務部 環境科学研究センター（電話番号：06-6972-9020）

随意契約理由書

1 案件名称

保健所管理運営用 公用車バッテリー交換

2 契約の相手方

天満自動車工業株式会社

3 随意契約理由

令和6年3月12日、上記自動車整備工場において、当局公用車「なにわ502つ3355」のバックカメラを取り付ける作業の終了後に車両を移動させようとしたところ、エンジンがかからない状態となった。

原因を調査したところ、バッテリーの電圧が低下しており、充電を行ったものの、電圧が回復しなかった。その後の状態を確認した結果、バッテリーが劣化しており、交換しなければならないことが判明した。

早急に整備工場からの移動が必要であること、また、翌日以降、当該車両は保健所業務で稼働する必要があるため、上記契約相手方との間で、バッテリーの交換にかかる契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話：06-6647-0696）